

令和7年度 第1回浜田市環境審議会 会議録

審議事項：（仮称）浜田太陽光発電所計画段階環境配慮書に対する意見について

日 時：令和7年8月5日（火）15：00～16：45

場 所：浜田まちづくりセンター 1階 第1・2・3研修室（浜田市殿町6番地1）

出席者：

〈委員〉島根県立大学 教授 濱田泰弘

浜田薬剤師会 顧問 川神裕司

島根県水産技術センター 所長 道根 淳

浜田市校長会 会長 上部 徹

島根県浜田保健所 環境衛生部長 三島幸司

島根県農業協同組合いわみ中央地区本部 統括部長兼企画総務部長 三浦 聡

石央森林組合 代表理事専務 渡辺 寿

浜田女性ネットワーク 山内裕子

浜田地域代表 磯野光孝

金城地域代表 花田 實

旭地域代表 猪狩泰樹

弥栄地域代表 小笠原詞子

三隅地域代表 大山達也

計 13名

〈幹事〉地域政策部長 田中健司

産業経済部長 佐々木規雄

産業経済部参事 久佐敦史

都市建設部長 倉本 定

市民生活部長 井上隆嗣

計 5名

〈傍聴〉2名

1 開 会

- ・委員総数20名：出席委員13名 → 会議の成立を報告

2 市長あいさつ（市長代理：井上市民生活部長）

3 委員・幹事の紹介

4 会長あいさつ

5 （仮称）浜田太陽光発電所計画段階環境配慮書に係る諮問

6 審議事項

(仮称) 浜田太陽光発電所計画段階環境配慮書に対する意見について

(1) 概要説明 [PAG Renewables 合同会社、中電技術コンサルタント株式会社]

(2) 質疑応答 (Q : 質疑、A : 回答)

【委員 (事前提出)】

Q1. 要約書の 16 頁の環境保全措置の方針のところ、いずれの項目にも「可能な限り以下に努める」との文言で示されているが、「可能な限り」とはどういったことを想定しているのか。

【事業者】

A1. 環境影響評価法とこれに基づく基本的事項のところに、環境保全措置は、対象事業の実施により選定項目に関わる環境要素に及ぶ恐れがある影響について、事業者により「実行可能な範囲」で当該影響を回避し、または低減すると述べられているため、どうしてもこのような表現になってしまう。

【委員 (事前提出)】

Q1. 事業実施想定区域について

ゴルフ場に太陽光パネルを設置する予定かと思うが、事業実施想定区域内には二次林やコナラ林、開放水域など含まれている。

現在の森林を伐採して設置する予定なのか、現状のゴルフ場・芝地の上のみに設置するのかどのような計画なのか？

【事業者】

A1. 新たに森林を伐採する計画はない。現在のコースの芝地に設置する計画である。

【委員 (事前提出)】

Q2. 設置後の気温変化について

太陽光パネルの設置枚数が多いが、設置による温度変化はあるのか。

【事業者】

A2. パネル上で温度が上がることは確認されるかと思うが、周辺の外気の温度が上がるといふ影響は出ないものと考えている。

【委員 (事前提出)】

Q3. 住民説明の有無について

うみかぜこども園、サンビレッジ浜田、周辺住民への情報提供やその反応はどのような状況か。

【事業者】

A3. うみかぜこども園には、個別に説明に行かせていただいている。周辺住民の皆さんへの説明会として、久代町、上府町、宇野町では住民説明会を行っている。太陽光パネルによる影響が出ないと言われるが、電磁波による影響はないと説明している。すぐに納

得していただいているわけではないので、ご理解いただけるように、今後も丁寧な説明を続けていきたい。

【委員（事前提出）】

Q4. ゴルフ場について

現在ゴルフ場として利用されているが、利用者はどのくらいか。

市として観光資源がなくなることによる影響はどの程度あるか。

【幹事】

A4. 直近の利用者数は、3万4,000人である。市の内外から3万人を超える利用があるので、それに伴う飲食・宿泊・買物の利用による経済効果が大きいものとするが、ゴルフ場の廃業によりそれらの産業への影響が懸念される。そのほか、市にはゴルフ場利用税や地方消費税の減少という影響が出てくるものとする。

【委員】

Q1. 要約書9頁に、事業実施想定区域は、保安林の区域に該当しないとしているが、96頁には保安林の区域が示され、一部該当している。110頁の生態系の欄では、保安林も改変する可能性があると書かれているが、このあたりの文書の整合性はどうか考えればいいのか。

【事業者】

A1. 今後、事業実施想定区域は、絞り込みを行っていきたいと考えている。それに応じて、ご指摘いただいた点については、方法書以降のところで検討していきたいと考える。

【委員】

Q2. それならば、森林法のところを「なし」にしているのはおかしいのではないかと。保安林指定解除の可能性があれば、森林法のところも、なしではなく、ありにしておかないと、おかしいのではないかと。

【事業者】

A2. そのあたりも検討させていただいて、方法書の手続きのところできちんと明記するように修正していきたい。

【委員】

Q3. 配慮書153頁に埋蔵文化財がある。L60とL219は、植生自然度10の群落にもなっているが、ここを改変するとなると、埋蔵文化財はどのように移設させるのか。

【事業者】

A3. 周りの森林はすべて残して、現在、ゴルフ場のコースとなっている部分だけにパネルを設置するため、改変する予定はない。

【委員】

Q1. 説明資料2では、事業実施想定区域から半径50キロの範囲で、産業廃棄物の最終処分

場は4か所となっているが、配慮書109頁をみると、この4か所は広島市内の4か所となっているので齟齬がある。実際のところ、半径50キロの範囲には最終処分場はゼロだと思うので、確認をお願いしたい。

【事業者】

A1. ご指摘のとおり最終処分場は広島市内の4か所で、半径50キロの範囲には存在しないので、方法書以降のところで修正させていただきたい。

【委員】

Q1. 太陽光パネルの下は、1年も経過すると、雑草が生えてくると思うが、どのくらいの頻度で草刈りを実施される予定なのか教えていただきたい。

【事業者】

A1. 他の地域の事例でいけば、年2回、多いところで年3回実施している。同じような頻度で草刈りを実施することになると考える。

【委員】

Q1. 海が近いことに起因する塩害による太陽光パネルへの影響、あるいは海風や潮風による太陽光パネルの破損や飛散が発生するリスクが想定されると思うが、どのように考えておられるのか。

【事業者】

A1. 海からの距離が1キロ強程度に位置するので塩害による影響は出てくるものと考えている。塩害によって、パネルの下のだらみ部分にどのくらいの腐食が進むのか検討しないといけない。今後、塩害による腐食度合いを考慮しながら、強度計算をしないとはいけないと考える。

【委員】

Q1. パネル自体の耐用年数はどのくらいか。

【事業者】

A1. メーカーからパネルの耐用年数が出ているが、20年から長いものでは50年までいろいろある。では、実際に私どもの抱える発電所ではどの程度かといえば、早いもので、1年に数枚は割れるが、平均的にはメーカーのいうように、20年は持つものと認識している。パネルの発電効率はどこまで持つのかでいえば、20年間は発電するものの、最初の設置時よりも時間が経過すれば、発電効率は間違いなく落ちてくる。

※質疑応答 終了（事業者退席）16：30

事務局から答申素案の配布

(3) 答申（案）の審議

【委員】

Q1. 水のことに関して、工事中の土地の改変に伴う水への影響については、触れられているが、設備運用後の除草のために薬を使うこと等に起因する水への影響への対応についても明示すればよいと考える。

【事務局】

A1. 工事实施時に加えて、「供用開始後」という文言を加え、「濁水」を「汚水」と変える方向で修正する。

【会長】

本日いただいたご意見をもとにして市長に答申していきたいと考えるが、答申案の最終調整について、会長に一任させていただいてよろしいか。

(一同 承認)

7 その他

※閉会 16：45